記者発表資料

平成２８年８月２４日
新 庄 河 川 事 務 所

堤防の刈草を無償提供します

～資源の有効利用により処分コスト縮減～

国土交通省新庄河川事務所では、堤防の異常の早期発見や良好な植生の維持を目的として堤防除草を実施しています。
この堤防除草で発生した刈草について、地域の皆様へ無償で提供することにより、資源を有効利用し、処分コストを縮減します。





１．申し込み方法
担当出張所にお問い合わせのうえ、お申し込みください。

２．担当出張所
◇鳥越出張所
〇舟形町･大蔵村･新庄市・戸沢村（草薙地区まで）の最上川
〇舟形町富長橋より下流の最上小国川
◇大石田出張所
〇大石田町・尾花沢市の最上川
〇大石田町JR丹生川鉄橋より下流の丹生川
◇鮭川出張所
〇真室川町八千代橋より下流の鮭川
〇真室川町高沢橋付近より下流の真室川
〇金山町凝山橋より下流の金山川
〇鮭川村川口橋より下流の泉田川

３．提供方法・場所
各出張所で指定する方法・場所となります。

４．提供期間
平成２８年９月から平成２８年１０月予定
（各出張所及び場所により若干のずれがあります。）

５．注意事項
◇提供する刈草は、家畜の飼料や敷きワラなど自家消費される方に限り提供させていただきます。
◇引き取った刈草の使用にあたっては、投棄や転売等は厳に行わないでください。
◇時期や場所によっては、ご希望の量を提供できない場合があります。
◇刈草の積込・運搬作業時の事故や提供後の使用にともなうトラブル等については、国土交通省では一切責任を負いません。

〈 発表記者会：新庄新聞放送記者会 〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所
〒996-0071 新庄市小田島町5番55号

国土交通省

<<本制度に関すること>>
管理課長 小田島（おだじま） 栄治（えいじ） Tel 0233-22-0275（内331）

<<刈草の提供に関すること>>
鳥越出張所長 小川（おがわ） 光晴（みつはる） Tel 0233-22-6038
大石田出張所長 古谷（ふるや） 和弘（かずひろ） Tel 0237-35-2024
鮭川出張所長 鈴木（すずき） 雄次（ゆうじ） Tel 0233-55-3020